

自由設計科目の登録変更期間について

以下のとおり自由設計科目の登録変更期間を設けますので、希望する場合は、登録区分の変更を行ってください。

（登録区分の変更は「Web履修登録システム」上から行います。）

【登録変更期間】 学年・学部によって登録変更期間が異なりますので、ご注意願います。

1 年次		令和 6 年 1 2 月 2 日（月） 7:00 ～ 1 2 月 4 日（水） 23:30 まで
法学部 （2～4 年次）	全学教育科目	令和 6 年 1 2 月 2 日（月） 7:00 ～ 1 2 月 4 日（水） 23:30 まで
	法学部専門科目 （他学部科目・ 国際交流科目を含む）	令和 7 年 2 月 1 9 日（水） 7:00 ～ 2 月 2 0 日（木） 23:30 まで

※全学教育科目の4学期制科目の自由設計科目の登録変更期間は、別に設定されています。詳細は、別掲示を参照してください。

※他学部科目・国際交流科目については、法学部専門科目（2～4年次）の変更期間に登録区分の変更が可能です。

ただし、国際交流科目は、Web履修登録システムからは変更できませんので、「自由設計科目 区分変更願」を所定の期間内に法学部教務担当まで提出してください（メール提出可）。

【登録区分の変更に関する留意事項】

■どの科目が変更できるか？

→学生便覧に記載されている実行教育課程表で「選」又は「選必」となっている科目（選択必修の外国語科目を除く）が変更対象となります。詳しくは、学生便覧を参照してください。

■抽選科目の区分変更は可能か？

→「一般教育演習（フレッシュマンセミナー）」や「外国語演習」のように、抽選で履修を許可された科目も登録区分の変更は可能です。ただし、集中講義（全学教育科目）は自由設計科目に登録変更することができません。

■今学期履修した科目を、来学期以降に登録区分を変更することはできるか？

→できません。登録区分の変更が可能なのは、その科目を履修している学期の所定の期間のみです。

■変更すると履修登録の上限単位数を上回るが問題ないか？

→「自由設計科目」の登録区分を変更した結果、履修登録時に設定されていた上限単位数を上回っても構いません。

■変更する単位数に制限はあるか？

→特に制限はなく、何単位でも変更することができます（例えば、法学部2～4年次学生は、履修登録時の「自由設計科目」数は6単位までですが、今回「自由設計科目」に変更する場合、6単位を超えて変更することができます）。ただし、登録変更後の「卒業要件に算入する予定の科目・GPA対象科目」の科目・単位数が、学科分属や進級・卒業の要件を満たしているか注意してください。

■区分変更を間違えて登録してしまったので、変更したい。

→期間内であれば何度でもログインして変更が可能です。ただし、期間終了後の登録変更は一切受けられません。卒業要件に必要な科目について登録区分を誤らないよう、注意してください。

■自由設計科目にしないとどうなるか？

→成績証明書において成績評価が記載され、GPAに反映されることとなります。

※やむを得ない事由により、「Web履修登録システム」から操作ができない場合は、登録変更期間内に、法学部教務担当に申し出ること。

自由設計科目 区分変更願

学生番号		氏 名	
電話番号			

下記の科目について、自由設計科目の区分変更を申請します。

＜区分変更を申請する科目＞ ※複数科目の申込みがある場合のみ、複数記載してください。

受講年度・学期	科目名	担当教員	自由設計の区分変更 (例：自由設計科目に算入， 自由設計科目から除外)

【留意事項】

- ・ 今回変更する科目について、再度変更することはできないため、十分確認の上、提出すること。